

## 会 議 録

1 附属機関等の会議の名称

平成30年第3回美里町国民健康保険運営協議会

2 開催日時 平成30年8月23日（木）午後3時から午後4時20分まで

3 開催場所 美里町中央コミュニティセンター第3研修室

4 会議に出席した者

（1）委員

大森俊雄委員（公益代表）、渡邊雅光委員（公益代表）、伊藤正雄委員（公益代表）、横山眞和委員（保険医代表）、野田清一委員（保険医代表）、木村和男委員（被保険者代表）、菅原隆司委員（被保険者代表）

（2）事務局

町民生活課長 佐藤吉則、町民生活課課長補佐 相澤環、  
町民生活課国保年金係長 佐藤千賀子、  
税務課長 梯谷巧志、税務課国民健康保険税係長 堀田修一

会議に欠席した者

委員 玉手英一委員（保険医代表）、佐々木恵美子委員（被保険者代表）

5 議題及び会議の公開・非公開の別

（1）議題 平成30年度美里町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について  
平成29年度美里町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について

（2）会議の公開・非公開の別 公開

6 非公開の理由

該当なし

7 傍聴人の人数

0人

## 8 会議資料

- ・美里町国民健康保険特別会計補正予算（案）
- ・平成29年度美里町国民健康保険特別会計歳入歳出決算書
- ・平成29年度施策の成果（美里町国民健康保険特別会計分）

## 9 会議の概要

### （1）議題の審議結果又は今後の対応

平成30年度美里町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）及び平成29年度美里町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について審議、原案のとおり承認、町長へ答申。

### （2）詳細な意見（発言者氏名及び発言内容の記録（要点筆記））

#### 【 会議の概要 】

午後3時開会。副町長挨拶。議長を会長の大森俊雄委員が行う。会議録署名委員は、渡邊委員、菅原委員が行う。町長より諮問を受けた。事務局から議題（1）平成30年度美里町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）と、議題（2）平成29年度美里町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の審議を行い、承認を受けた。

**大森会長：**ただいま町長より諮問を受けました、平成30年度美里町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、審議に入ります。事務局より説明願います。

**相澤課長補佐、堀田係長：**（資料に基づき説明した。）

**大森会長：**ただいま説明のありました、平成30年度美里町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、質問ございませんか。

（意見、質問なし）

**大森会長：**意見、質問がないようですので、平成30年度美里町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、承認してよろしいでしょうか。

**委員一同：**はい。

**大森会長：**平成30年度美里町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり承認することに決しました。次に、平成29年度美里町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、審議に入ります。事務局より説明願います。

**相澤補佐、堀田係長：**（資料に基づき説明した。）

**大森会長：**ただいま説明のありました、平成29年度美里町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、質問ございませんか。

**渡邊委員**：歳入の11款3項1目、2目の被保険者第三者納付金は、どのような場合のことですか。

**相澤補佐**：交通事故など第三者による行為でケガをしたときなどは、届出をして被保険者証を使い、治療を受けることができます。このような場合は本来加害者が負担すべきものなので、国民健康保険が一時的に立て替えた後、加害者に費用を請求します。計上された金額は、国民健康保険が一時的に立て替えた治療費分として加害者側の保険会社から戻ってきたものです。

**渡邊委員**：分かりました。

**大森会長**：他に、質問ございませんか。

(意見、質問なし)

**大森会長**：意見、質問がないようですので、平成29年度美里町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、承認してよろしいでしょうか。

**委員一同**：はい。

**大森会長**：平成29年度美里町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、原案のとおり承認することに決しました。

**大森会長**：諮問いただきました案件について、原案どおり答申いたします。

**大森会長**：その他、事務局からございますか。

**佐藤係長**：委員の皆様にご報告がございます。毎年8月1日は、国民健康保険被保険者証の一斉更新日であり、8月1日から御使用いただく被保険者証は、既に皆様のお手元に届いているところですが、一部の被保険者証に印刷漏れがあったことが判明しました。印刷漏れが判明した箇所は、「記号・番号」の「記号」欄です。正しく印刷した被保険者証との交換作業は既に済んでいます。また、印刷漏れの被保険者証を使用して受診した医療機関への対応も済んでいます。今後、このようなことがないように、今まで以上に気を引き締めて業務に当たりたいと思います。

**大森会長**：ただいま説明のありました、国民健康保険被保険者証の印刷漏れについて、質問ございませんか。

**渡邊委員**：印刷が漏れていた被保険者証の数はどのくらいですか。

**佐藤係長**：250枚です。

**渡邊委員**：なぜ、一部の被保険者証だけが印刷漏れをしたのでしょうか。

**佐藤係長**：一斉更新の被保険者証の作成は業者へ委託していますが、被保険者証の作成を業者をお願いした後に国民健康保険の資格取得手続や転入・転居、氏名・世帯主変更を行った方などの被保険者証は、町民生活課で作成しています。また、国民健康保険税の未納が続いている方は、有効期間が短い被保険者証をお渡ししていますが、短期被保険者証についても町民生活課で作成しています。町民生活課で作成した被保険者証が印刷漏れになりました。

**渡邊委員**：確認作業は行っていましたか。

**佐藤係長**：はい。行っていました。今年4月から国民健康保険制度が都道府県単位化になったことにより、今回の一斉更新の被保険者証分から表示内容が一部変更になりました。わずかな変更ではありますが、被保険者証を作成するシステムの設定は初期化され、再設定しなければなりません。再設定は電算業者にお願いしましたが、「記号」欄の設定のみ漏れてしまいました。職員についても表示が変更された箇所に注意を払っていたため、「記号」欄が空欄になっていたことが見つけれませんでした。

**渡邊委員**：このようなことが起きないように、業務に当たってください。

**佐藤係長**：はい。

**大森会長**：これをもちまして会議を終了します。